	令和 5 年 3 (2023 年)	月 27 日	
吹 田 市 長	あて		
	住所 大阪府大阪市淀川区	新北野1丁目2番3号	
	※注1 年 高松建設株式会社大	阪本店	
	- ※注「 氏名	店長 岡田 尚之	
	電話 (06) 6307	– 8101	
受 付 番 号	04-L-09		
事業の名称	(仮称)吹田市垂水町計画		
対 象 事 業 区 域	吹田市 垂水町1丁目446番1、446番3、446番4		
※注1	住 所 大阪府大阪市淀川区新北野1丁目2番3号		
設計・代理者	高松建設株式会社大阪本店 氏 名		
	一級建築士事務所 太田 栄治		
	電話() 一 (担当者:)	
※注1	住 所 大阪府大阪市淀川区新北野1丁目2番3号		
│ │ エ 事 施 エ 者	高松建設株式会社大阪本店 氏 名 医结织表现状态		
	□ 取締役専務執行役員本店長 岡田 尚之		
		П 4.5	
事業予定期間	令和 5 年 (2023 年) 5 月 8	日から日まる	
	1 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	月 9 日 まで 	
	計画部分 既存部分 1691.81	合計 1691.81	
	对 家 事 某 囬 槓 861.24 ㎡	m 861.24 m 762.65	
	<u> </u>	m 368.27 m 2951.10	
事 業 の 規 模 	<u> </u>	m 1412.19 m	
	取 尚 の 尚 さ 15.90 m	m	
	鉄筋コンクリート 造・一部	造	
	地上 '5 階・ 1	也 下 0 階	
	区分 ☑ 新築 □ 増築 □ 改築 □	新 設 🗌 増 設	
	□ 開発行為事業(目的 :)	
	☑ 建築物の新築又は増改築の事業	00	
 事業の目的・内容	車業の日的・内容 □ 工場·事業場 □ 住宅·共同住宅(98 戸) □		
	□商業施設□事務所□公	共的建築物	
	└ □ その他()]	
	□ その他(受 付	
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる		
	・ガイドライン取組事項チェックリスト	-	
┃ ┃ 添 付 書 類			
(水) 内 音 短	・工事関連車輌通行ルート図		
	•その他必要と認める図書	▍第 号	

環境まちづくりの概要(1)

高松コンストラクショングループは、地球上の限りある資源を適切に利用することが重要な 経営課題であると認識しております。

事業者の環境方針 事業に使用する資源は3R(Reduce、Reuse、Recycle)の考え方に基づき、 コンクリート塊、木材等の建設廃棄物は再利用し、廃棄物の排出抑制と資源の循環を 行うよう努めています。

当該事業における 環境まちづくり方針

環境負荷の低減を図るよう、材料・重機などの選定に努めます。

1. 実施率と主な実施内容

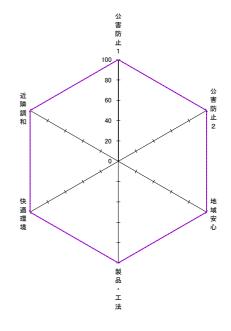
1-1. 工事中

実施率 100 パーセント

(小数点第2位以下切り捨て)

実施する・一部実施するの項目数 該当なしを除いた項目数

---:方針(案), —:方針



	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
方	20	13	5	3	5	3
針	20	13	5	3	5	3

方	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
針	20	14	5	3	5	3
案	20	14	5	3	5	3

主な実施内容

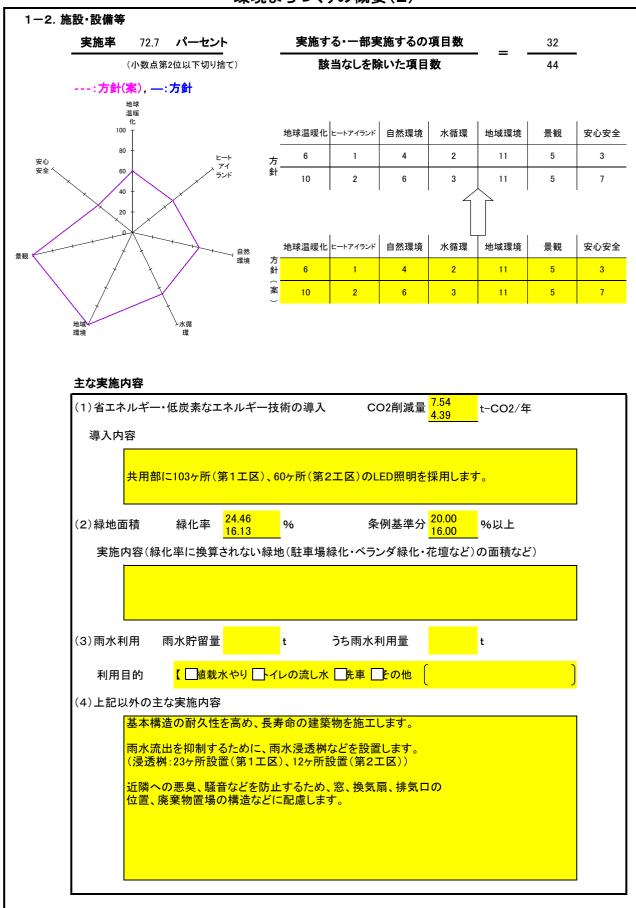
空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。

工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。

建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。

建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。

環境まちづくりの概要(2)



環境まちづくりの概要(3)

2. 方針(案)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

項目番号	修正前のチェック内容	修正後のチェック内容
30	実施する	該当なし
50	実施する	一部実施する
56	一部実施する	実施する
63	実施する	一部実施する
75	実施する	一部実施する
81	実施する	一部実施する

3. そのfl	3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)				

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取 組事項を実施します。

	取組事項	実施の有無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)		
	会学はいるできる。				
建設模	幾械				
1	低公害型建設機械の使用		排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。		
2	低燃費型建設機械の使用	実施する ✓ 一部実施する 実施しない	低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)をできる限り使用します。(低燃費型の重機が100%確保できるか不明な為。)		
3	アイドリングの禁止	▼ 実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。		
4	環境に配慮した運転	▼実施する 一 一部実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。		
5	稼動台数の抑制	▼実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。		
6	工事の平準化	▼実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。		
7	機械類の整備点検	▼実施する	機械類は適切に整備点検を行います。		
工事関	工事関連車両				
8	低公害、低燃費車の使用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	燃費や排出ガス性能のよい車両をできる限り使用します。 (燃費や排出ガス性能のよい車両を100%確保できるか不明な為。)		
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	▼ 実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。		
10	工事関連車両の表示	実施する □ 一部実施する 実施しない □ 該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。		
	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設 定	▼実施する	エ事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。		
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	▼実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台 数を抑制します。		
13	通勤等で利用する車両台数の抑制	▼ 実施する	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。		
14	土砂の積み降ろし時の配慮	▼実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の 飛散防止に配慮します。		
15	タイヤ洗浄	▼ 実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。		

	取 組 事 項	実施の有無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)			
16	ドラム洗浄時の配慮		コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に 配慮します。			
17	場外待機の禁止	☑ 実施する	工事関連車両を場外に待機させません。			
18	クラクションの使用抑制		クラクションの使用は、必要最小限にします。			
19	アイドリングの禁止		自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。			
20	環境に配慮した運転		空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。			
工事方 騒音・	法 振動等					
21	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いや養生シートを設置します。 なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対 策を行います。			
22	丁寧な作業	▼ 実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。			
23	騒音や振動の少ない工法の採用	▼ 実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。			
24	近隣への作業時間帯の配慮		騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。			
粉じん・アスベスト						
25	粉じん飛散防止対策		周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。			
26	アスベストの調査など	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	解体作業が無いため。			
27	アスベスト飛散防止対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	解体作業が無いため。			
水質剂	水質汚濁·土壌汚染·地盤沈下					
28	濁水や土砂の流出防止	▼実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。			
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は 適正に処分します。			
30	土壤汚染対策	実施する 一 一部実施する	3000㎡以上の土地の形質の変更を行わない為。			

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭•	廃棄物		
33	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する □ 一部実施する 実施しない □ 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
34	現地焼却の禁止	☑ 実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
35	解体時の環境汚染対策	実施する	解体作業が無いため。
36	仮設トイレ設置時の臭気対策	☑ 実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮な どにより臭気対策を行います。
37	産業廃棄物の適正処理	☑ 実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。
地域の	安全安心に貢献します。	L	
38	地域との連携における事故の防止	実施しない ■ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の 警備員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に 配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	☑ 実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出 入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	▼ 実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
42	地域の防犯活動への参加	▼ 実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に	こ配慮した製品及び工法を採用します。	L	
省エオ	ネルギー		
43	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源	京 		
44	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
45	廃棄物の減量	▼ 実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
快適な 景観	ε環境づくりに貢献します。 		
46	仮囲い設置時の配慮	✓ 実施する 一部実施する □ 実施しない 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮 します。
47	仮設トイレ設置時の配慮	▼ 実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の	D環境美化		
48	周辺道路の清掃	✓ 実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	▼ 実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒート	アイランド現象の緩和		
50	打ち水	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	夏期において水道水を確保し、周辺道路などに打ち水を行います。
地域と	の調和を図ります。		
工事記	党明・苦情対応		Г
51	工事内容の事前説明及び周知	▼ 実施する□ 一部実施する□ 実施しない□ 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。
52	苦情対応	▼実施する	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情 が発生した際には真摯に対応します。
周辺の	D教育・医療・福祉施設への配慮		
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する 一 一部実施する	周辺に教育、医療、福祉施設が無いため。
54	騒音、振動などの配慮	実施する 一 一部実施する	周辺に教育、医療、福祉施設が無いため。
周辺の	の事業者との調整		
55	複合的な環境影響の抑制	▼ 実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡をとり、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

地球温暖化対策を行います。 56	z(1°)
大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	
2	₹(B+)を大阪府 ます。
高効率及び省エネルギー型機器などの採用	
1	D照明を採用しま
60 エネルギー効率の高いシステムの導入 「フ 実施しない	ありません。
61 エネルギーを管理するシステムの導入 「文実施しない」 該当なし 数当なし で	(の考えはありま
62 冷媒漏えい(使用時排出)の防止	の考えはありま
63 建築物のエネルギー負荷の抑制 ペアカラスを採用(第2工区)し、断熱性能を向上させる エネルギーの負荷を抑制します。	って使用する装置
上 実施しない 上 該当なし	ることで建築物の
64 長寿命な建築物の施工	ます。
実施する マー部実施する グリーン購入法適合品やエコマーク商品などの資源循配慮した製品の採用 実施しない 該当なし 該当なし を採用するように検討します。	
マ記ボックスの設置	には宅配ボック
ヒートアイランド対策を行います。	
67 建物屋根面、壁面の高温化抑制	えはありません。
実施する マー部実施する 吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基積の確保などにより、地表面の高温化を抑制します。	
自然環境を保全し、みどりを確保します。	
69 動植物の生息や生育への配慮	動植物の生息や
70 地域のシンボルツリーの保全	
実施する	

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
72	地域に応じたみどりの創出	▼実施する	事業計画地に隣接する緑地などと連続させたみどりの配置により、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。
73	駐車場緑化	実施する □ 一部実施する ▼ 実施しない □ 該当なし	費用及び維持・管理面等により駐車場緑化の考えはありません。 また、第一工区は機械式駐車場のため。
74	屋上緑化など	□ 実施する □ 一部実施する	費用及び維持・管理面等により屋上緑化の考えはありません。
75	法面縁化	実施する	開発により生じた法面に対して一部緑化(110㎡)を行います。
76	植栽樹種の選定	▼実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環	ででは、 ででは、 ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ		
77	水資源の有効利用	□ 実施する □ 一部実施する	費用及び維持・管理面等により水資源の有効利用の考えはありません。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	雨水流出を抑制するために、雨水浸透桝などを設置します。 (浸透桝:23ヶ所設置(第1工区)、12ヶ所設置(第2工区))
79	雨水浸透への配慮	▼実施する	雨水浸透に配慮し、雨水浸透桝を設置します。 (浸透桝:23ヶ所設置(第1工区)、12ヶ所設置(第2工区))
地域σ)生活環境を保全します。		
大気・	騒音·振動等 		
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	実施する 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	現地騒音測定結果及び窓の向きにより、第二工区のみ防音サッシを設 置します。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設 置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画 とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	▼実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	ボイラーなどの機器設置がないため。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	▼実施する	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	建築資材(ガラス等)による太陽の反射光については、設置の際に光 の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する 一部実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを 使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する 一部実施する	周辺に教育、医療、福祉施設が無いため。

	取組事項	実 施 の 有 無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高原	暑建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
89	日照障害対策	▼ 実施する	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	▼ 実施する	電波障害の発生が想定される範囲を現地調査、机上計算、影響範囲 図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
91	電波障害発生時の改善対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策 を行います。
92	プライバシーの配慮		近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策 を講じるよう努めます。
景観ま	きちづくりに貢献します。		
93	地域への調和	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、 「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづ くり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行いま す。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する □ 一部実施する 実施しない □ 該当なし	1haを超えないため。
97	景観形成基準の遵守	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
安心多	そ全のまちづくりに貢献します。		
99	歩行者が安全に通行できる工夫	▼実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる工夫をします。前面道路には街灯が少なく夜間は暗いため、道路沿いに LED灯を整備し道路周辺を明るくします。
100	災害に対する建築物・工作物の強靭性を高め る取組	実施する □ 一部実施する ▼ 実施しない □ 該当なし	費用面等により災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める取組の 考えはありません。
101	災害時の自立性を維持する取組	実施する □ 一部実施する ▼ 実施しない □ 該当なし	費用面等により災害時の自立性を維持する取組の考えはありません。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する □ 一部実施する ▼ 実施しない □ 該当なし	賃貸の共同住宅であり地域等との連携に関わる取組が難しい為、 災害時に備えた地域等との連携に関わる取組の考えはありません。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する 取組	実施する	地震管制運転装置及び火災管制運転装置によりエレベーターの閉じ 込め対策を行います。
104	犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する 取組	実施する 🖳 一部実施する	前面道路には街灯が少なく夜間は暗いため、敷地内にLED灯を整備し 道路周辺や敷地内を明るくします。また、防犯カメラを設置することで犯 罪を発生させない都市(まち)づくりに取組みます。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	□ 実施する □ 一部実施する	賃貸の共同住宅であり地域等との連携に関わる取組が難しい為、 犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組の考えはありません。

(仮称)吹田市垂水町計画

車両搬入出経路 基本計画

第一工区(地番):大阪府吹田市垂水町1丁目446番1、446番3第二工区(地番):大阪府吹田市垂水町1丁目446番4

